

(別紙)

番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
1	第2条の表の性能欄の「トランジスター」は「トランジスタ」のほうがよい。例えば、輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令第6条第2号ニ、同第19条第5項第3号の条文で「トランジスタ」と規定されているからである。	半導体集積回路の回路配置に関する法律（昭和六十年法律第四十三号）第2条第1項では「トランジスター」が用いられております。この法律の用例を踏まえて、今般も「トランジスター」を用いることとしました。
2	「特定半導体の種類及びその種類ごとの性能を定める」ことで、具体的にどのような効果が期待できるのか、明らかにしてほしい。	<p>高性能な半導体は、デジタル化の進展で自動車・医療機器等の様々な分野での活用が拡大する一方、地政学的な事情からグローバルなサプライチェーンが影響を受けるリスクが高まっており、我が国における生産能力の確保は、産業基盤の強靱化、戦略的自律性・不可欠性の向上の観点で喫緊の課題です。こうした状況を踏まえ、事業者による高性能な半導体の生産施設整備等への投資判断を後押しし、国内における安定的な生産の確保に資するよう、高性能な半導体生産施設整備等に係る計画認定制度の創設、認定された計画の実施に必要な資金に充てるための助成金交付等の措置を講じることを定めた「特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律及び国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法の一部を改正する法律」が、第207回国会（臨時会）において成立しました。</p> <p>今般、同法の施行に伴い「特定半導体の種類及びその種類ごとの性能を定める」ことにより、同法に基づく支援対象が高性能なロジック半導体やメモリ半導体に係る生産施設整備等に定まります。これにより、事業者による高性能なロジック半導体やメモリ半導体の生産施設整備等への投資判断を後押しし、国内における安定的な生産の確保を促していきます。</p>